

佐賀県宅地建物取引業審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第24号

佐賀県宅地建物取引業審議会条例の一部を改正する条例

佐賀県宅地建物取引業審議会条例（昭和51年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第68条第2項又は第4項の規定による<u>取引主任者</u>としてすべき事務を行うことの禁止に関する事項</p> <p>(4) 法第68条の2第1項第2号から第4号まで又は同条第2項第2号若しくは第3号の規定による<u>取引主任者</u>又は<u>取引主任者資格者</u>に対する登録の消除に関する事項</p> <p>(5) 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法第68条第2項又は第4項の規定による<u>宅地建物取引士</u>としてすべき事務を行うことの禁止に関する事項</p> <p>(4) 法第68条の2第1項第2号から第4号まで又は同条第2項第2号若しくは第3号の規定による<u>宅地建物取引士</u>又は<u>宅地建物取引士資格者</u>に対する登録の消除に関する事項</p> <p>(5) 略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。